

建設工事の積算疑義申立て制度について（試行）

1. 目的

周防大島町が発注する工事に係る入札について、落札決定後に積算内容に疑義が生じ、落札決定を取り消す事例や契約締結後、情報公開により入手した金額入り設計書に対する疑義が発生していることから、開札後速やかに金額入り設計書を閲覧に付し、契約締結までに積算疑義の申立てを受け付ける期間を設け、入札の透明性及び公平性を確保する。

2. 対象

契約監理課が入札に付する建設工事のうち、最低制限価格または判断基準額を設定した土木等一般工事を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義とする。

3. 落札決定の保留

開札後直ちに落札決定はせず、疑義申立て期間を定め期間中は保留とする。なお、落札候補者が2人以上いる場合は、疑義申立て期間終了後、くじ引きにより落札者を決定する。

4. 疑義申立て

(1) 入札結果の公表

開札後速やかに町ホームページ及び契約監理課カウンターにて、工事名、落札候補者応札額を公表する。

(2) 金額入り設計書の閲覧

開札後速やかに契約監理課カウンターにて閲覧に付する。

閲覧方法は、金額入り設計書閲覧請求書を契約監理課長に提出し閲覧できる。

(3) 申し立て期間及び方法

開札日の翌日の9時から翌々日の15時までに疑義申立書を提出し申し立てできる。

（翌日又は翌々日には、閉庁日を算入しない）

(4) 疑義申し立てができる者

当該入札に入札書を提出した者のみとする。

5. 疑義申立てとして取扱わないもの

(1) 入札参加者以外の者から提出されたもの。

(2) 積算疑義の対象となる工事が特定できないもの。

(3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの。

(4) 入札前に公表された設計図書等で確認できるもの。

(5) 疑義申立て期間終了後に提出されたもの。

(6) 入札前に公表された設計図書等の内容で質問書の受付期間中に質問を行い、確認できるもの。（公表された設計図書等の内容で質問をすることができるにもかかわらず質問を行わなかった場合を含む。）

(7) その他当該入札に直接関係がないもの。

6. 疑義申立て者への回答

契約監理課長は、原則として疑義申立て期間終了日の翌日中に疑義申立て者へ書面により回答する。

疑義申立ての回答は、契約監理課カウンターにて公表する。

7. 疑義申立てへの対応

(1) 積算内容に誤り等がなかった場合

疑義申立て者に説明後、落札候補者に対し落札決定を行い、入札事務を続行する。

(2) 積算内容に誤り等があった場合

積算誤り等が原因で落札候補者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を取り消し、入札参加者に通知する。それ以外のときは、入札事務を続行する。

8. 上記の実施日

この制度は、平成25年4月1日以降入札公告または指名通知する工事より適用する。